



シリーズ216

高めよう!
人権意識

心のかけ橋

人権・生涯学習課
(☎928-1006)

人権擁護委員を知っていますか?

6月1日は「人権擁護委員の日」

1949年6月1日に「人権擁護委員法」が施行されたのを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として定めました。人権尊重の大切さと呼びかけようと、この日には全国で「特設人権相談所」が開設され、相談活動が行われています。



「人権擁護委員」とは?

人権擁護委員は「人権擁護委員法」に基づき、市長の推薦を受けて法務大臣が委嘱した民間ボランティアです。現在、全国の市区町村に約1万4,000人の委員があり、本市では34人の委員が活躍しています。人間が人間らしい生活をする上で

生まれながらにしてもっている基本的な自由と権利である基本的人権の尊重は、日本国憲法の大きな柱の一つです。この基本的人権が全ての人に保障され実現されるように人権擁護委員は活動しています。

一人で悩まず人権擁護委員にまず相談を

家庭や地域・職場などで、対人関係での不信や不安・孤立感などを誰にも相談できず、一人で問題を抱えて悩み苦しむ人が年々増加しています。

人権擁護委員は、身近なことなどで困っている人から人権相談を受け、問題解決の手伝いをしています。相談方法は窓口相談や電話相談、インターネット相談などがあります。

まずは人権擁護委員に相談し、思いや悩みを聞いてもらいましょう。

○近隣間のもめ事・悩み事
○家庭内（夫婦・親子・結婚・相続など）の問題
○いじめ・体罰などの問題

○女性・高齢者・障がい者・外国人差別などの差別問題 など

問 広島法務局福山支局 (☎923-0100) ※市役所本庁舎1階市民相談室でも相談可 (毎月第3火曜日午後1時～4時)。相談無料。秘密厳守

人権尊重の地域社会をめざして

人権擁護委員は人権相談の他に、人権の花運動や人権教室、企業研修、全国中学生人権作文コンテストなどの人権啓発活動も行っています。人権の花運動とは、人権擁護委員から配布された花の種子などを小学生が協力して育てることによって、生命の尊さを実感して豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした活動で、1982(昭和57)年度から続いています。



今後も自分の権利も相手の権利も大切に守りながら、共に幸せに暮らせる地域社会をめざし、市民の人権を守るために活動していきます。

人権は 人の命を守るもの